

令和5年度事業報告

内海水先区水先人会

令和5年度については、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、本会会則第4条に規定する事業を実施した。

1. 重点事業

利用者の信頼に応える水先業務の遂行と共に、引受窓口業務の円滑な実施を図り、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備等、推進に努めた。

2. 会員の現況及び異動

前年度末現在 在籍員数	期間中の異動		本年度末現在 在籍員数
	入会	退会	
139名	7名	13名	133名

3. 各事業

本年度は、次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督

- ・業務連絡会並びに研修会（WEB及び紙上開催を含む。）を年間16回実施した。
- ・「水先人会における水先業務の検証」として、25名に対して検証を実施した。

会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進

- ・本会設備によるシミュレーター講習並びに研修を実施した。
- ・ISO品質マネジメントシステムによる内部、外部監査を実施した。
- ・水先法に定める水先免許更新講習を令和5年5月22日～令和6年1月12日の期間中に対象水先人31名が受講した。
- ・会員の健康管理については、会則第38条による定期健康診断を実施し、全会員が受診した。又、9月には、水先法に定める健康診断を全会員が受診した。

品質向上に関する各委員会における検討の実施

- ・理事会、事故防止対策委員会を開催し、品質向上に努めた。

ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取

- ・明石海峡安全対策協議会、備讃瀬戸交通安全調査委員会等に参加し、同海域を利用する船社、荷主、漁業者等と安全運航に関しての意見交換を行った。

公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備

- ・東光監査法人による期中・期末監査の実施

日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

- ・日本水先人会連合会の目的達成のために、諸会議・委員会に出席し、発言を行った。
- ・水先教育センター及び海技振興センターの事業への協力を行った。

(2) 水先人の養成関連事業

登録水先人養成施設から委託を受けた水先修業生の水先実務に係る訓練の実施

- ・1級水先修業生(7名)、進級1級水先修業生(4名)、新規2級水先修業生(1名)、進級2級水先修業生(2名)、3級水先修業生(3名)の水先実務に係る訓練を実施した。

新入会員に対する、船舶運航及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する訓練の実施

- ・新入会員に対する入会前の導入技術研修を実施した。
- ・新入会員7名(1級水先人7名)に対して陸上研修及び実船研修を実施した。

日本水先人会連合会から要請があった場合、他の水先区の業務支援に関する協力

- ・境水先区、舞鶴水先区および佐世保水先区への派遣支援要請があったため、1級水先人による派遣支援を実施した。
- ・水先業務の実施体制の維持に係る支援体制を整備するため、1級水先人が下記水先区の複数免許を取得した。

長崎水先区、佐世保水先区、細島水先区(各1名)

水先人会における所要の再教育訓練の実施及び連合会が実施する訓練への参加促進

- ・7月および8月に開催された日本水先人会連合会主催の安全研修に27名が参加した。
- ・5月に開催された日本水先人会連合会主催の新人研修に1級水先人2名が参加した。

(3) 業務取次窓口業務及びその他事業

- ・水先業務の引受、並びに事前指名による水先要請の引受に関する事務を適格に実施した。
- ・上記事務を行うために引受事務要領の整備と料金收受事務を適格に実施した。

(4) その他事業

- ・本会の諸情報をホームページ経由で公開した。

以上